

山形市会場 9月開校



就職をバックアップ!!

パソコン基礎科

●障がいのある方（身体、精神等）を対象とした職業訓練です。
パソコン基、ワード、エクセルなどの基礎を学びます。

●就労移行支援事業所や就労継続支援（A型・B型）事業所を
ご利用の方は、施設外支援として実施いただけます。



訓練期間	令和7年9月18日(木)～ 令和7年10月8日(水)（14日間） 基本時間：9：30から 15：30（変更となる場合あり） 休日：原則、土・日・祝日
訓練場所	ダブルインフィニティ「デジタル寺子屋 山形桜田校」（合同会社キラリドリーム） 山形市桜田東二丁目9-20（裏面「地図」参照）
定員	5名（最少催行人員5名） ※応募者多数の際は、定員数の調整を行う場合があります。
受講対象者	身体または精神等に障がいのある方で、公共職業安定所に求職の申し込みをしており、職業に必要な技能、知識を習得して再就職を希望し、公共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示を受けた方 *手帳をお持ちでない方の求職申し込みについては公共職業安定所にお問い合わせください。
受講要件	○新規に求職申込をされる方は、事前にハローワークに必要な書類等をお問合せされますとお手続きがスムーズです。 ○手帳をお持ちでない方の求職申込については、公共職業安定所にお問い合わせください。 ※印⇒裏面参照 訓練終了後は、就職状況調査にご協力いただきます。
受講料	受講料は無料です。 ただし、テキスト代及び職業訓練生総合保険料として約8,000円が必要となります。
施設見学	随時見学できます。バリアフリー状況等について確認いただけます。日程を調整しますので、本校（023-644-9227）へご連絡ください。（希望の日時に添えない場合がありますので予め承ください）
募集締切日	令和7年8月29日（金） 昼12時まで
選考会	令和7年9月4日（木） 午前 10:30 から（時間厳守） ※開始10分前までに受付を済ませてください。 ※正午頃までに終了予定です。 参加者：受講申込者（欠席等の場合は選考対象者となりません。） 内容：訓練内容の説明、面接 持ち物：筆記用具 場所：ダブルインフィニティ「デジタル寺子屋 山形桜田校」（合同会社キラリドリーム） 山形市桜田東二丁目9-20（裏面「地図」参照） 持ち物：筆記用具（鉛筆、ボールペン）を持参してください。

お問合せ先

山形県立山形職業能力開発専門校 能力開発支援課
〒990-2473 山形市松栄二丁目2-1
Tel 023-644-9227 FAX 023-644-6850
ホームページ <https://skillup.yamagatanoukai.jp/handy/>



◆ 概 要 ◆

【 目 標 】 簡単な文書作成や簡単な集計表作成ができるまでのスキルを習得します。
また、就職に必要な知識等を習得して就労を目指します。

【目指す仕事】 パソコンを使う仕事 など （書類の整理、データ入力、ファイル作成 など ）

◆ カリキュラム ◆

※進捗状況により、時間数等が変更となる場合があります。

総訓練時間 84 時間

科 目	科 目 の 内 容	時 間 数
パソコンの基礎	パソコンの仕組み・機能、オペレーティングシステム、アプリケーションソフトウェア、文字入力、ファイル管理、インターネット、電子メール、リモートとは	11 時間
文 書 作 成	文書作成の基礎知識、文書作成と編集、表や図の挿入など基本操作を学び、一人で簡単な文書を作成、印刷・保存できるまでのスキルを習得、実践ビジネス文書作成	23 時間
表 計 算	表計算の基礎知識、データ入力、数式・関数、グラフの作成、オートフィル機能、シート間の操作、印刷・保存できるまでのスキルを習得、実践ビジネス資料作成等	32 時間
就 職 支 援 他	応募書類の作成、面接の仕方、ビジネスマナー、コミュニケーション、ビジネスマネジメント、安全衛生、総合演習、職場実習、オリエンテーション等	18 時間

その他：会場ではWindows11、Microsoft Office365を使用します。 リモートでは、各自のPCに合わせて指導します。

【 訓 練 会 場 】

【 説 明 ・ 選 考 会 場 】

場 所：ダブルインフィニティ「デジタル寺子屋 山形桜田校」
（合同会社キラリドリーム）

住 所：山形市桜田東二丁目9-20

○無料駐車場あり。

○山形駅前4番から
大学病院行きバス乗車
元木団地バス停下車5分

○山形駅前1番から
蔵王温泉・刈田山頂行きバス乗車
桜田バス停下車5分

電 話：023-676-8452



◆ ご相談・お申込み窓口 ◆

山形公共職業安定所	〒990-0813	山形市桧町2-6-13	TEL 023-684-1521
米沢公共職業安定所	〒992-0012	米沢市金池3-1-39	TEL 0238-22-8155
新庄公共職業安定所	〒996-0011	新庄市東谷地田町6-4	TEL 0233-22-8609
長井公共職業安定所	〒993-0051	長井市幸町15-5	TEL 0238-84-8609
村山公共職業安定所	〒995-0034	村山市楯岡五日町14-30	TEL 0237-55-8609
寒河江公共職業安定所	〒991-8505	寒河江市大字西根字石川西340	TEL 0237-86-4221

※ 雇用保険受給資格者のうち「受講指示」の方は、訓練期間中「基本手当」、「受講手当」、「通所手当（該当者）」が支給されます。

※ 雇用保険を受給できない方が、公共職業安定所長の指示により受講する際、一定の要件を満たせば「職業訓練受講給付金」を受給できる場合があります。安心して受講いただくための制度です。